

申告のとき持っていくもの

- ◆平成25年中の所得を明らかにする書類
 - 年金や給与、配当などの源泉徴収票、支払調書、支払証明書など
- 営業・農業・不動産収入のある方は、収入額や経費の分かる帳簿、通帳、固定資産税課税明細書など
- ◆平成25年中の控除を明らかにする書類
 - 国民年金保険料等支払証明書、生命保険・地震保険等の控除証明書、医療費控除を受ける方は医療費の領収書等
 - ◆印鑑（認印でかまいません）
 - ◆申告される方名義の金融機関・口座番号が分かるもの（所得税の還付が生じた際に必要になります）

申告期間中のお願い

- 申告期間中は、税務担当職員が公民館等に出向いています。下表の日程等をご確認の上、お住まいの地区の会場でご申告をしてください。都合がつかない場合は、別の会場でもかまいません。
- 申告会場は混雑が予想されます。特に2日間以上申告受付を行っている会場の場合、初日は長時間お待ちをせざるべからざる場合があります。

次の事項にご協力ください

- 玉津地区の方は、玉津公民館は大変混み合いますので、**3月3日以降の市庁舎別館**での申告もご利用ください。
- 医療費控除等を受けられる方は、病院

ごと、個人ごとに、支払金額を事前に計算しておいてください。

○営業・農業・不動産所得の計算は収支計算で行います。収入状況や経費等が把握できる資料など必要書類をまとめて集計しておいてください。

※収支内訳書は、税務署、市庁舎本館市民税課、東予総合支所税務課、丹原総合支所総務課税務係・小松総合支所総務課税務係にあります。

○市役所から市民税・県民税申告書の送付があった方は、申告書に必要な事項をご記入の上、返送してください。

会場変更のお知らせ

- 多賀・壬生川地区の方は、従来の各公民館から、**東予総合支所**に変更となります。
- 小松総合支所の会場は、従来の小松総合支所2階ホールから**4階大会議室**に変更となります。

注意事項・申告をしないと

- 公民館などで申告受付を行っている日は、市庁舎本館、各総合支所の税務窓口では申告受付を行っていませんので、公民館等の申告会場へお越しください。
- 申告をしないと各種控除や国民健康保険税の軽減措置等が受けられません。
- 申告をしないと所得証明書や課税証明書等の発行ができません。

▼小松地区 申告受付日程表

日程	時間	対象地区	会場
2月	17日(月)	妙口上、妙口下	石根公民館
	18日(火)	妙口原、都谷	
	19日(水)	安井、明穂	
	20日(木)	西大頭、中大頭、東大頭	
	21日(金)	大郷、湯浪	
	24日(月)	岡村、藍刈	小松総合支所 4階大会議室
	25日(火)	旧藩、御殿、東町、横町本町、旭町、坂の下	
	26日(水)	川原谷、舟山	
27日(木)	中西北町、宝来、玉河		
3月	28日(金)	新屋敷、一之宮団地	小松総合支所 4階大会議室
	3日(月)	駅前、新宮、藤木	
	4日(火)	北川、石鎚団地、石鎚	
	5日(水)	南川、大開団地	
	6日(木)		
	7日(金)	一本松	
	10日(月)	市内全地区	
	11日(火)		
	12日(水)		
	13日(木)		
14日(金)			
15日(土)			
17日(月)			

▼丹原地区 申告受付日程表

日程	時間	対象地区	会場
2月	17日(月)	鞍瀬、明河、千原、楠窪白坂	桜樹公民館
	18日(火)	田滝、田滝前、徳能出作	徳田公民館
	19日(水)	古田	
	20日(木)	高知、徳能	
	21日(金)	長野	田野公民館
	24日(月)	田野上方、北田野	
	25日(火)	高松、川根	
	3月	26日(水)	関屋、湯谷口、寺尾
27日(木)		来見	
28日(金)		石経、志川、明穂	丹原総合支所 2階
3日(月)		今井	
4日(火)		久妙寺、南部	
5日(水)			
6日(木)		池田	
7日(金)			
10日(月)		丹原	
11日(火)		願連寺	
12日(水)	市内全地区		
13日(木)			
14日(金)			
15日(土)			
17日(月)			